

| 十九八七   | 六五四   | 三二一   | 向基年〇<br>向けづ財個財  |
|--|---|---|---|
| 初利發發<br>期率行行<br>利価日<br>子格  | 振額最<br>替低額<br>單位面金  | 發用振<br>行等替<br>額項及<br>の適   | 名法發號<br>稱條律行<br>及之根<br>記及之<br>適そ拠   |
| た期平年額平す額の振<br>金と成〇面成るの記替<br>額し二・金二。整載法<br>を、十一額十<br>支次六四百五<br>払の年パ円年<br>う算二丨に八<br>。式月セつ月<br>たに十ンき十<br>だよ五ト百五<br>しり日円日<br>、算を<br>支出支<br>払し払 | 一十額の定以律社<br>万八面振の下へ平<br>円万金替適「平<br>円額機関用振<br>で九は受法」<br>百日は受け<br>六十銀行も<br>七千するも<br>百九。そ規 | 社條九特三個<br>債第年別年人<br>、一法會向<br>株式等の振<br>計に利付<br>二關す法律<br>三十十八回<br>三十八庫債<br>号法律券へ<br>六七十成<br>四十成十<br>六十。 | 九月等を次<br>月十五日と<br>十日次の大<br>財務大臣<br>麻生太郎<br>告示する。<br>九月十五日<br>に施行する<br>とおり告示<br>する。省令<br>第十四項の規<br>定する。個人<br>に適用する<br>。平成十四<br>年三月三十<br>日施行。 |
| たに十ノき十<br>だよ五ト百五<br>しり日円日<br>、算を<br>支出支<br>払し払   | に、る<br>よ最振<br>る低替<br>も額口<br>の面座<br>と金簿  | う。七と<br>し。千す<br>る。の百<br>九。そ規  | 。   |

の 中 払 払 償 償  
取 途 达 达 還 還  
扱 換 場 期 金 期  
い 金 所 日 額 限  
後 第  
の 二 期  
利 以  
子

(一) 式 次 う 六 中 日 平 額 平 利 利 を 毎 年 二 月 十 五 日  
て の 出 る な ぐ 領 ま ら に の こ 年 八 本 成 面 换 途 本 銀 行 の 買 取 店 又 月 六  
と 端 し 金 も 相 領 で 平 年 区 分 と 月 二 十 五 百 八 十 年 本 円 八 月 及 び 各 支  
し 数 、 額 、 当 領 × 79.685 等 成 年 二 月 五 五 百 八 年 本 円 八 月 各 支  
し が そ は 受 す る 金 額 -  $\frac{79.685}{100}$  + 算 六 年 二 十 五 百 八 年 本 円 八 月  
一 生 の 入 る 金 額 × 2 一 受 付 算 六 年 二 十 五 百 八 年 本 円 八 月  
円 じ 算 次 経 金 額 × 2 一 受 付 算 六 年 二 十 五 百 八 年 本 円 八 月  
に た 出 の 過 金 額 × 2 一 受 付 算 六 年 二 十 五 百 八 年 本 円 八 月  
満 場 結 算 利 一 受 付 算 六 年 二 十 五 百 八 年 本 円 八 月  
た 合 果 式 子 入 金 額 × 2 一 受 付 算 六 年 二 十 五 百 八 年 本 円 八 月  
な に に に 金 額 × 2 一 受 付 算 六 年 二 十 五 百 八 年 本 円 八 月  
い は 円 よ 金 額 × 2 一 受 付 算 六 年 二 十 五 百 八 年 本 円 八 月  
場 切 未 金 額 × 2 一 受 付 算 六 年 二 十 五 百 八 年 本 円 八 月  
合 捨 满 金 額 × 2 一 受 付 算 六 年 二 十 五 百 八 年 本 円 八 月

額面金額  $\times \frac{0.14}{100} \times \frac{1}{2}$

その翌営業日に当たるときは、  
次号及び第十二号において規定する期日について同じ。)。

には一円とする。ただし、受個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.14}{100}$$

初期利子支払期の 6 カ月前の日  
から発行日までの日数

×  
365

（二） 平成二十七年二月十五日以後の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} \\ \times \frac{79.685}{100} \times 2$$

十七 中途換金  
の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十九年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者はその相続人（特別区を含み、居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律六十七号）二百五十二条の

助 法 ) ( 昭和二十二年法律第百十  
八号 ) による救助の行わられる災害救

第一項の指定都市にあつて、災害救  
助法 ) ( 当該市又は当該市の区内とす  
る区域における災害にかかる災害救

害が発生し、当該災害にかかる災害救

害が発生する者には、当該個人向け国債を

(一) 額れとぞれの。算式に次のように算出し、その買  
取金額がはつきりして、當該個人向  
け国債の中途換金を請求する金額を

有する十五日前では、當該個人向  
け国債の中途換金を請求する金額を

算式によつても、當該個人向  
け国債の中途換金を請求する金額を

ままで平成二十六年二月十五日か

$$\text{額面金額} - (\text{利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100}) + \text{経過利子に相当する金額} - \text{受入経過利子に相当する金額}$$

までの場合

(二) の場合  
の額面金額 + 経過利子に相当す  
る金額 = 受入経過利子に相当す  
る金額 + 経過利子に相当す  
る金額 - 受入経過利子に相当す  
る金額)